

勝浦市事業者協力型自家用有償旅客運送に係る試験運行業務仕様書

(別紙1)

1. 業務目的

本市においては、路線バスの廃止や本数の減少が進んでおり、一部の時間帯などではタクシー事業者のサービス提供も十分ではない中、一方、高齢化で移動に困難を抱える住民が増加するなど、移動の足の確保が課題となっている。

こうした状況下において、類似の状況である自治体においては自家用有償旅客運送制度が導入される例も増えてきており、本市においても利便性の確保及び持続可能な公共交通手段を確保するため、共助型の交通システムとしての自家用有償旅客運送制度を導入・普及することを目的に試験運行を実施する。

2. 業務概要

- (1)業 務 名 勝浦市事業者協力型自家用有償旅客運送に係る試験運行業務委託
- (2)業務場所 市内全域(当初は、総野地区の一部で試行)
- (3)履行期間 契約締結の翌日から、令和7年3月31日(月)まで

3. 業務内容

(1)事業者協力型自家用有償旅客運送について

ア 交通サービスのイメージ

- ・地域住民が利用者かつ供給者となり、配車アプリ等によりシステム上で可視化された車と乗りたい人をマッチングして、希望する出発地から目的地まで移動できる安心かつ持続可能性が高い移動サービス

イ 設計に際して検討や整理を行う主な項目

下記の項目について、市の意向に対して検討及び課題の整理を行い、市と協議のうえサービス設計・運行設計のプランニングを行うこと。

- ・対象エリアや対象路線の選定(対象エリア・路線は協議の上、決定するものとする)
- ・運行管理者となる交通事業者等の選定基準
- ・具体的な運行エリア、路線の設定
- ・利用者の予約キャンセルやドライバーの運行キャンセル等における対応方針
- ・運行中の事故など緊急時の対応方針
- ・ドライバーが安心して本事業に参画できるよう、車両点検や保険加入の条件等のドライバーの安全安心確保に向けた制度設計

(2)システムの構築

サービスの具体的な運行を行う上で必要となる以下のシステムについて、それぞれの事業主体と随時協議しながら環境構築を行うこと。

なお、準備するシステムは以下の機能要件を満たすとともに、クラウド方式により導入することを基本とし、システムを稼働させるネットワーク基盤については、十分なセキュリティが施されていること。

ア 基本機能

- ・ドライバー及び使用車両の登録が可能なこと。
- ・ドライバーが運行可能な日時・時間帯をドライバーごとに登録可能なこと。
- ・利用者からの予約と運行可能なドライバーのマッチングが可能なこと。
- ・利用者の事前登録が可能なこと。
- ・利用者からの予約は電話のほか、スマートフォンにて行えること。
- ・電話で予約を受ける際には、オペレーターによる管理者WEBへの代理登録ができること。
- ・車両は予め登録された乗降ポイント間を運行すること。
- ・運行エリアの設定が可能であること。
- ・予約時間の設定を任意で指定できること。
- ・予約受付方法は「即時予約」「事前予約」方式の双方に対応できること。
- ・自家用有償旅客運送の運行管理が可能なこと。
- ・システム障害が発生した場合は、速やかに復旧の措置を講じること。
- ・本運營業務の運行時間内(平日に限る)は、勝浦市及び交通事業者等からの電話及び電子メール等による問い合わせに対応すること。

イ LINE 等のユーザーアプリまたはWEBブラウザに関する基本機能

- ・スマートフォンによる予約画面は、高齢者でも直感的にわかりやすく、操作性に優れたレスポンスの高いシステムとすること。
- ・新規予約の登録及び確定、予約状況の確認、予約のキャンセルができること。
- ・利用者が希望する乗車人数・乗車時間を任意に指定することができること。
- ・予約可能な乗車時間の候補が表示され選択できること。
- ・希望時間に予約取得ができない場合は、希望時間の前後等で予約可能な乗車時間の候補が表示され選択できること。
- ・LINE 等のユーザーアプリまたはWEBブラウザで乗降ポイントの選択ができること。
- ・乗車料金の表示ができること。
- ・i OS及びAndroidで利用できること。

ウ ドライバーアプリに関する基本機能

- ・利用者の乗降場所が表示できること。
- ・予約発生時に適切にドライバーに通知する機能を有すること。
- ・利用者が乗車及び降車した情報を、システムサーバーへ送信する機能を有していること。
- ・i OS及びAndroidで利用できること。

エ 管理機能(管理者WEB)に関する基本機能

- ・指定のURLにアクセスすることで利用できること。
- ・運行車両の予約状況や位置情報の把握ができること。
- ・利用者の予約情報を確認できるとともに、予約情報の登録、修正、削除ができること。
- ・利用者の情報を代理で登録、修正、削除することができ、情報のリスト表示ができること。
- ・乗降場所の追加・削除が容易にできること。
- ・地図上で乗降場所の位置を確認できる機能を有していること。
- ・運行実績(日時・車両別の運行実績、予約・利用者数、乗降場所の利用数などの把握・集計)を随時確認することができ、利用実績をCSV等のファイル形式でダウンロードできること。
- ・利用登録者の情報を氏名、電話番号等により容易に検索できること。
- ・隣接自治体の施設を乗降場所として設定でき、運行指示ができること。

(3)試験運行開始に向けた各種準備

交通空白地域における新たな交通サービスについて、令和7年3月までの試験運行の開始を予定している。運行開始に向け、以下項目について整理を行い、必要な手続の支援及び取組を行うこと。

ア 運行管理者となる交通事業者等に対するシステム導入支援

運行管理者となる交通事業者等に対するシステム操作方法のマニュアルやQ&A等の資料作成と、操作説明の支援を行うこと。

イ 事業主体が行うドライバー募集及び登録(使用車両を含む)への支援

上記(2)で準備したシステムへのドライバー登録の支援を実施すること。また、マニュアルやQ&A等、募集に必要なとなる資料の作成と、登録の支援を行うこと。

ウ ドライバーへのサービス説明支援

登録ドライバーに関し、ドライバーアプリの使い方やサービスの説明等のサポートを行うこと。

エ 利用促進に向けた取組

市とともに、運行する路線の沿線住民に対し新たに導入する交通サービスの周知等、利用促進に向けた取組等、その他必要に応じて助言や支援を行うこと。また、必要な資料の作成を行い、交通サービスの利用の仕方等について、住民向け説明会の支援を行うこと。

(4)試験運行開始に伴う運行に必要なシステムのセットアップ

令和7年3月までの運行開始に向けて、運行に必要なシステムのセットアップ作業を行うこと。また、試験運行開始後のシステムトラブル等に対応すること。

(5)合意形成及び運行体制構築に向けた支援

利用者かつ供給者である地域住民、運行管理者となる交通事業者等に対し、合意形成及び運行体制構築に向けた支援を行うこと。

ア 地域の合意形成等に向けた支援

利用者かつ供給者となる地域住民等の意見を運行計画等に反映させ、利便性の高いシステムとするため、地域住民との意見交換にあたり、資料作成や議事録作成等、地域の合意形成に向けた支援を行うこと。

また、システム構築後、地域住民及び利用登録者への説明を行うにあたり、資料作成や議事録作成等の支援を行うこと。

イ 運行管理者となる交通事業者等との合意形成及び運行体制構築に向けた支援

運行管理者となる交通事業者等との協議や意見交換にあたり、資料作成や議事録作成等、合意形成に向けた支援を行うこと。また、運行管理者となる交通事業者等に対し、システムの操作研修を行うこと。

(6)スケジュール及び業務フローの作成及び管理

業務開始から完了までの詳細スケジュール及び業務フローを作成し、市と打合せを綿密に行い、業務の進行管理を遺漏なく行うこと。

4. 成果品

本業務の成果品として、各業務において作成した関係資料等は、電子データ(Word、Excel、PDF 等)にて、その都度納入すること。

なお、電子データの納入に当たっては、オンラインでの納入を可とする。

5. 業務上の注意事項

- (1) 委託契約完了に関わらず、成果品に誤りや不備があった場合は、受注者の責任において、速やかに修正しなければならない。
- (2) 本業務説明書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者・受注者協議のうえ、発注者の指示に従うものとする。
- (3) 受注者は、本業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に処理しなければならない。
また、本業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務は国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を利用するものである。そのため、受注者は、業務完了後、5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を、市あるいは会計検査の求めに応じて閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。また、会計検査の際には協力すること。
- (5) 本業務の全てを第三者に委託し、または請け負わせてはならない。また、業務品質の向上や生産性を向上させるために業務の一部を委託する場合は、あらかじめ書面で発注者の承認を得ること。なお、この場合、当該第三者にも秘密保持の義務を負わせるものとし、受託者は、当該第三者の行為に一切の責任を負うこと。
- (6) 本仕様書は、最低限必要と考えている事項を記載したものであり、受注者は本業務説明書の目的を勘案し、その専門的立場から、他自治体の事例や今後の技術革新を見据え、本運営業務の費用の範囲内において効果的な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (7) 受注者は、関係法令遵守の上、本業務を遂行すること。